

平成24年度沖縄振興特別推進交付金事業（県分）検証シート【公表用】

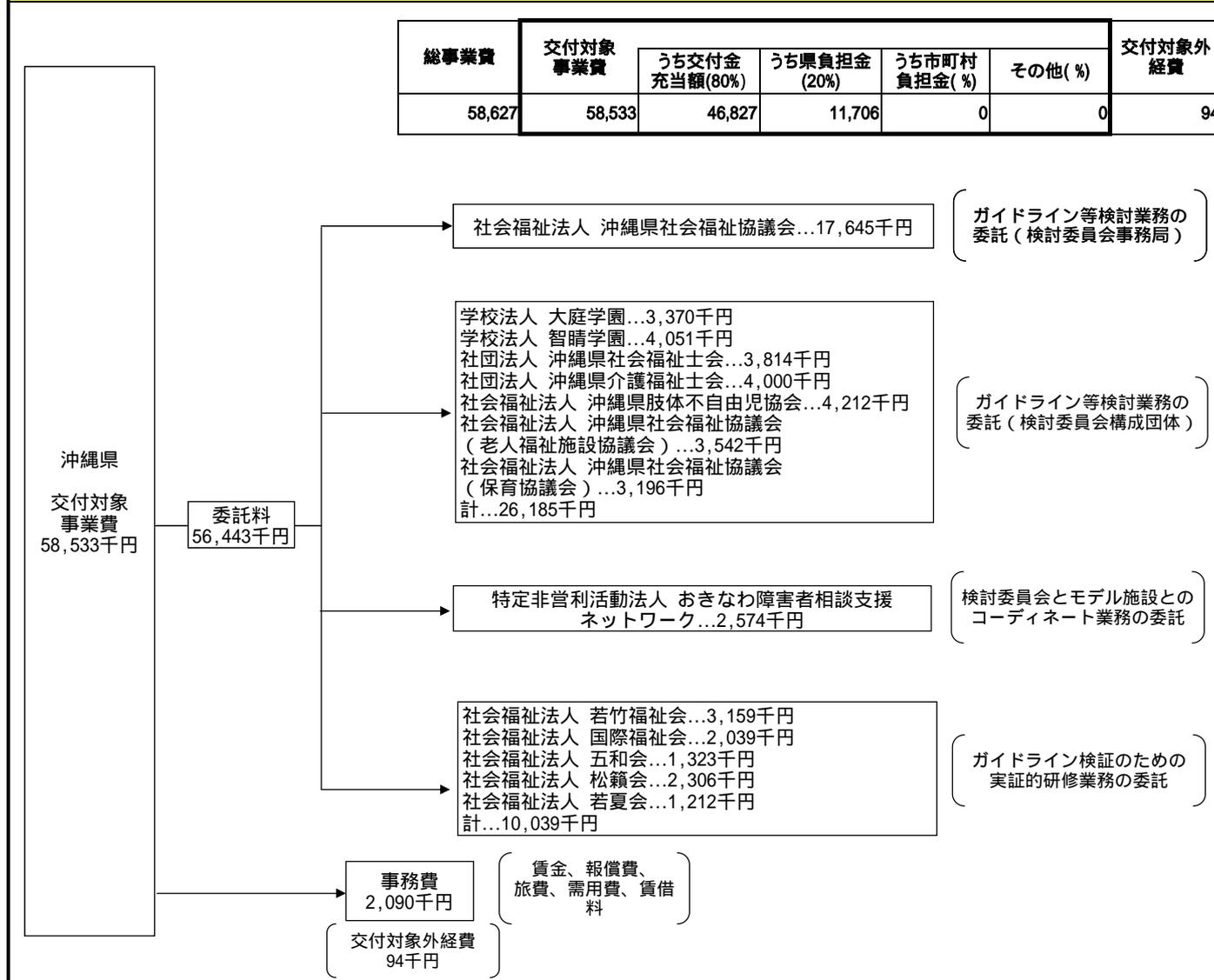
事業番号・事業名	31	福祉・介護人材育成基盤整備事業		沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第3章 - 5 - (6) - ア		
担当部課名	福祉保健部福祉・援護課	事業実施(予定)年度	平成24～33年度	沖縄振興基本方針該当箇所	県民生活を支える人材の育成		
事業内容	資質の高い福祉・介護人材の継続的な確保を図るため、人材育成ガイドラインの作成等を行うとともに、各圏域ごとに、人材育成コーディネーターの配置や、モデル施設を選定した人材育成の取組みなどを実施し、地域完結型の人材育成・確保の体制を構築する。 平成24年度は、本県における人材育成の指針を示すガイドラインと事業所が従事者のキャリアアップを段階的に図るための標準となるカリキュラムを作成する。						
実施方法	直接実施 委託 補助 負担 その他 ()						
予算額・執行額 (単位:千円)			24年度		25年度	26年度	27年度
			うち交付金充当額				
	予算の状況	(a)当初予算額	74,795	59,835			
		(b)予算現額	74,795	59,835			
		(c)増減額(b-a)	0	0			
		(d)前年度繰越額	0	0			
	A.計(b+d)		74,795	59,835			
	B.執行済額		58,533	46,827			
	次年度繰越額		0	0			
	執行率(%) (B/A)		78.3	78.3			
予算の状況の説明		当該事業は、委託が主であるが、受託事業者において、職員配置が遅れたことや、それに伴う事業調整に時間を要したためにより不足が生じた。					
活動目標(指標)及び達成状況	H24活動目標(指標)		達成状況				
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	・ガイドライン等の策定のため、人材育成の取組みを行うモデル施設数 5施設	目標	5施設				
		実績	5施設				
	福祉・介護人材育成に係るガイドライン(案)及び共通カリキュラム(案)の策定	目標	ガイドライン(1次案)等策定				
		実績	ガイドライン(1次案)等策定				
達成状況説明	ガイドライン等の策定にあたり、人材育成の取組みを行う施設(5施設)において実証的にモデル事業を実施し、その結果をガイドライン等に反映させ、目標を達成した。						
成果目標(指標)及び進捗状況	H24成果目標(指標)		基準値(年度)	24年度	25年度	26年度	目標値(年度)
	福祉・介護人材育成に係るガイドライン(案)及び共通カリキュラム(案)の策定	目標		ガイドライン(1次案)等策定			ガイドライン策定(H26)
		実績		ガイドライン(1次案)等策定			ガイドライン策定(H26)
	進捗状況説明	ガイドライン(1次案)等の策定を目標としていたが、予定どおり達成することができた。					

取組の検証	推進上の留意点 (推進上の問題、外部環境の変化)	改善余地の検証 (効率の更なる向上の視点)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン等策定後の活用のあり方を検討していく必要がある。 ・ガイドライン等の検討組織について、それぞれの専門性を活かし、ガイドライン等に係る検討が自主的にも行えるよう、業務委託契約を検討組織構成団体と個別に締結しているが、契約団体が多く、意見の集約やガイドライン等策定の方向性のすりあわせが煩雑である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業で策定したガイドライン等を活用した人材育成の取り組みに対し認証を行うなど、ガイドライン等活用のしくみづくりに対する検討を深めていく必要がある。 ・検討組織構成団体の専門性を活かしつつ、事務局を中心として意見集約を強化する方向で検討組織との契約形態を検討していく必要がある。

今後の取り組み方針

H25年度～H27年度
 ・共通カリキュラム(案)に基づくモデル研修の実施及びモデル研修を踏まえての共通カリキュラム(案)の再検討
 ・特定サービスカリキュラム(案)の検討
 H26年度
 ・ガイドラインの策定
 H27年度
 ・共通カリキュラム及び特定サービスカリキュラムの策定

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:千円)



資金の用途の点検・費目	評価	点検項目	評価に関する説明
		支出先の選定方法は妥当か。	本事業の委託先とは随意契約により委託契約を締結したが、福祉・介護人材の育成に関する専門性、実績及び関係団体等とのネットワークを有するか等を助案のうえ選定しており、妥当なものであると考えている。 費目・用途について、額の確定時において支出等に関する書類により確認したところ、適正であると考えている。
		予算規模は事業内容に見合った適正な規模となっているか。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
		費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	